

ハンセン病家族訴訟判決に関する会長談話

本年6月28日、熊本地裁裁判所は、561名のハンセン病病歴者の家族らが国を被告として提起していた国家賠償請求訴訟において、国家賠償法上の違法性を認める判決を言い渡した。

国が長きにわたり遂行してきたハンセン病隔離政策は、ハンセン病に対する社会の差別偏見を形成・維持し、強固にし続けてきたのみならず、その家族らをもまた差別を受ける地位に置き、家族らは、家族関係の形成を阻害され、また、社会生活上のあらゆる場面で深刻な差別偏見により人生そのものに重大な被害を受け、人格と尊厳が冒されてきた。

本判決は、これらの事実を認め、らい予防法に基づくハンセン病隔離政策が、ハンセン病病歴者のみならず、その家族に対しても、憲法13条で保障される社会内において平穏に生活する権利等を侵害しているとして、厚生大臣及び国会議員の責任を認めたのみならず、らい予防法廃止後も、家族に対する差別偏見を除去すべき義務に反したとして、厚生及び厚生労働大臣、法務大臣、文部及び文部科学大臣の責任を認めたものであり、高く評価される。

未だ社会的に無視できない程度のハンセン病患者家族に対する差別被害が残っていることは、判決も認めているとおりであり、その解消に国が責任を負うべきことは明らかである。

国は、平成13年の熊本地裁違憲判決に際しては、「我が国においてかつて採られたハンセン病患者に対する施設入所政策が、多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となったこと、また、一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、患者・元患者が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、率直にお詫びを申し上げるとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げるものです。」と謝罪した上で、ハンセン病問題については、できる限り早期に、そして全面的な解決を図ることが、今最も必要なことであるとして、控訴をしなかった。

ハンセン病病歴者の家族らが、国による憲法違反の隔離政策によって、長年にわたり、社会の中で激しい差別偏見を受け続け、家族関係の形成が阻害されるという重大な人権侵害を受け続けてきたことは本判決も認めるところである。これらの家族らの被害回復についても、できる限り早期に全面的な解決を図ることが必要であることは、ハンセン病病歴者に対する判決の際と全く変わらない。

国は、本判決を真摯に受け止め、ハンセン病病歴者の家族らに対しても、謝罪をした上、本判決について控訴せず、差別・偏見の解消、家族らの名誉回復、損害賠償・経済的支援、差別偏見除去・家族関係回復のための政策等を早急に策定し、直ちにこれを実行するなどして、一刻も早く家族らの被害回復を図るべきである。

当会も、ハンセン病病歴者の家族らの差別問題に正面から取り組んでこなかったことに対する責任を自覚して、ハンセン病病歴者の家族らに対する被害回復、差別偏見除去等の人権救済活動に全力で取り組み、ハンセン病問題の全面解決に向けて、今後も一層の努力をしていくことを改めて決意し、表明するものである。

2019年（令和元年）7月5日

兵庫県弁護士会

会 長 堺

充 廣